

各位

会 社 名 株式会社global bridge HOLDINGS  
 (コード番号 6557 TOKYO PRO Market)  
 代 表 者 名 代表取締役 貞松 成  
 問 合 せ 先 取締役CFO 樽見 伸二  
 T E L 03-6284-1607  
 U R L <http://globalbridge-hd.com/>

### 募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2019年11月20日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2019年12月4日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

#### 記

##### 1. 公募による募集株式発行の件

- |                     |  |
|---------------------|--|
| (1) 募集株式の払込金額       | 1株につき 金 2,201.50円<br>(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行を中止する。)   |
| (2) 募集株式の払込金額の総額    | 110,075,000円   |
| (3) 仮 条 件           | 2,590円 から 2,690円   |
| (4) 仮 条 件 の 決 定 理 由 | 当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。 |

##### 2. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| (1) 募集株式の払込金額    | 1株につき 金 2,201.50円 |
| (2) 募集株式の払込金額の総額 | 214,426,100円      |

ご注意：この文書は一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 募集株式数   | 当社普通株式 50,000株   |
| (2) 売出株式数   | ① 引受人の買取引受による売出し<br>当社普通株式 599,900株  |
|             | ② オーバーアロットメントによる売出し (※)<br>当社普通株式 上限97,400株                                |
| (3) 需要の申告期間 | 2019年12月6日(金曜日)から<br>2019年12月12日(木曜日)まで                                    |
| (4) 価格決定日   | 2019年12月13日(金曜日)<br>(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申込期間    | 2019年12月16日(月曜日)から<br>2019年12月19日(木曜日)まで                                   |
| (6) 払込期日    | 2019年12月20日(金曜日)   |
| (7) 株式受渡期日  | 2019年12月23日(月曜日)   |

#### (※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が97,400株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である social investment 株式会社（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2019年11月20日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式97,400株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2019年12月23日（マザーズ上場日）から2020年1月17日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

---

ご注意：この文書は一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. ロックアップについて

(1) TOKYO PRO Market における当社普通株式の取引（気配表示を含む。）がブックビルディング方式による発行価格及び売価の決定に影響を及ぼすおそれを可及的に排除する観点から、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに関し、売出人である青木弘憲、貸株人である social investment 株式会社、当社株主である株式会社アニヴェルセル HOLDINGS、貞松成及び SMBC ベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合並びに新株予約権者である加地義孝、三村武史、樽見伸二、市村浩子、木原成記、高島裕二及び石塚康志は、みずほ証券株式会社（主幹事会社）に対して、2019年11月20日から当社普通株式に係る TOKYO PRO Market からの上場廃止日である2019年12月22日までの期間中は、2019年11月20日現在に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等又はこれらにかかる注文を行わない旨を約束しております。

(2) 公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人である social investment 株式会社並びに当社株主である株式会社アニヴェルセル HOLDINGS 及び貞松成は、みずほ証券株式会社（主幹事会社）に対し、当社普通株式に係る TOKYO PRO Market からの上場廃止日の翌日である2019年12月23日に始まり、マザーズ上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2020年6月19日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（潜在株式を含む。ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのため に当社普通株式を貸し渡すことは除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、マザーズ上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2020年6月19日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2019年11月20日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以 上

---

ご注意：この文書は一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。